○山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付要綱

令和6年12月1日

告示第　　号

（通則）

第1条　市長は、市民、事業者及び行政が連携し、地域の問題解決又は発展促進に取り組むことで「住みよいまち」及び「訪れたくなるまち」の実現を図るための事業に対し、山梨市協働まちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。（補助対象者）

第2条　補助金の交付対象となるものは、次の要件を満たす団体とする。

(1)　活動人員が10人以上であること。

(2)　現に山梨市内で活動していること又は活動をする予定であること。

(3)　宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(4)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（対象事業）

第3条　補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　まちづくりの推進を図る事業

(2)　保健、医療又は福祉の増進を図る事業

(3)　環境の保全を図る事業

(4)　教育・文化・スポーツの振興を図る事業

(5)　観光・農業・商業等の振興を図る事業

(6)　国際化の推進を図る事業

(7)　地域の安全を図る事業

(8)　その他、地域の活性化及び地域振興に資するものと市長が認める事業

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助金の対象外とする。

(1)　特定の個人及び団体のみの利益及び営利を目的とした事業

(2)　政治、宗教又は選挙活動に関わる事業

(3)　特定の個人及び団体のみが利用する施設等の建設、整備又は修理を目的とする事業

(4)　特定の個人及び団体のみが必要とする学術的な研究事業

(5)　特定の個人及び団体のみが必要とする事業実施を伴わない調査

(6)　特定の個人及び団体のみの交流行事又は親睦会的なイベント

(7)　公序良俗に反するもの

(8)　既に実施している事業及び指定管理者制度に関わるもの

(9)　国、県又は市町村の受託事業又は助成金若しくは補助金を受けている事業

(10)　事業を開始した日の属する年度の末日までに完了しない事業

3　補助金の対象となる事業は、事業実施前年度に別に定める実施要項に基づき市が行った募集に応じた事業とする。ただし、事業実施年度中であっても、予算の執行状況、実施時期及び期間を鑑みて、市が募集を行った場合はこの限りでない。

（補助対象経費及び補助限度額）

第4条　補助対象経費は、別表のとおりとする。

2　同一事業に交付できる補助金の回数は、延べ3回を限度とする。この場合において、同一年度に交付できる補助金の回数は1回とする。

3　前項の規定にかかわらず、特に市長が認める事業に対する補助金についてはこの限りでない。

4　補助金の限度額は1事業あたり10万円以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

5　市長は、同一団体が同一年度に行う複数の事業に対し補助金を交付することができる。この場合において、当該団体に対し交付できる補助金は、20万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第2号）

(2)　収支予算書（様式第3号）

(3)　団体調書（様式第4号）

(4)　団体名簿

(5)　前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2　同一団体が、同一年度内において複数の事業について補助金の申請をすることができる。この場合において、同一年度内における同一事業の申請は認めない。

（補助金の交付決定）

第6条　市長は、前条の申請があった時は、審査のうえ補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第5号）により申請団体に通知する。

（補助事業の変更等）

第7条　事業の内容を変更又は中止する場合は、事業変更（中止）承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の20％以内の減額についてはこの限りではない。

2　市長は、前項の申請があった時は、承認の上、交付変更（中止）決定通知書（様式第6号の2）により申請団体に通知する。

（実績報告）

第8条　補助事業終了後は、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書（様式第8号）

(2)　収支決算書（様式第3号）

(3)　自己評価書（様式第9号）

(4)　経理関係書類

(5)　前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2　前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から起算して30日以内とする。ただし、補助金の交付を決定した年度の3月1日から3月31日までに完了する事業は、翌年度の4月10日までとする。

（補助金の額の確定）

第9条　市長は、前条の実績報告書を受理した時は、審査のうえ補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第10号）を補助事業団体に通知する。

（補助金の交付）

第10条　補助金の交付については、精算払いとする。ただし、市長が必要と認める時は、

補助金交付決定額の60％を限度とし、概算払いをすることができる。

2　精算及び概算払いを受けようとする場合は、請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和6年12月1日から施行する。

（山梨市提案型協働のまちづくり支援制度実施要綱の廃止）

2　山梨市提案型協働のまちづくり支援制度実施要綱（平成22年山梨市告示第21号）は廃止する。ただし、この告示の施行の日前に山梨市提案型協働のまちづくり支援制度実施要綱に基づき事業決定を受けた事業については、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

科目	内容
報償費	外部から招へいする講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅費	外部から招へいする講師、アドバイザーなどへの旅費等
消耗品費	文具類、印刷用紙、舞台・看板などの飾り付け用品、事業に必要な消耗品（軽微な工具や木材等も含む）の購入費
印刷製本費	パンフレット、報告書等の印刷製本代、写真の現像・焼付・引伸、ポスター、賞状、などの印刷等
借上料	音響、照明などの機材、会場、自動車、用具等の借上料等
通信運搬費	事業等に係る郵送料、宅急便料金、電信料、機器の運搬費等
食糧費	参加者への飲料費、炊出等に伴う食材費
保険料	イベント等の保険等
その他市長が事業実施に必要と認める経費	

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

山梨市長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名
Ｔ Ｅ Ｌ

年度山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付申請書

このことについて、別紙事業計画書のとおり実施したいので、山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名

1　交付申請額　　円

2　事業計画書

3　収支予算書

4　団体調書

5　団体名簿

6　その他添付書類

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業名		対象事業番号	
□ 事業の申請にあたり、国、県又は市町村からの委託又は助成金若しくは補助金を受けていない			

1　事業の目的

（1）　現状認識（地域の課題等）

（2）　理想の状態

2　事業概要及び年間予定

3　事業の効果

4　協働の意義及び市所管課の役割

5　次年度以降の予定・見通し等

所管課確認欄	課長	担当リーダー	担当

※　団体の年間事業全体ではなく、対象となる事業のみを記載してください。

※　申請前に市所管課と協議し、確認欄に押印を受領してください。

※　用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※　参考となる資料がある場合は別に添付してください。

様式第3号（第5条、第8条関係）

収支（予算・決算）書

○収入の部　　単位：円

	（予算・決算）額	備考
補助金	＿＿＿＿円	
自己資金	＿＿＿＿円	
総事業費	＿＿＿＿円	

○支出の部　　単位：円

科目	（予算・決算）額	積算の根拠	対象経費	備考
合計				

※　団体の年間予算・決算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。

※　支出の部〔科目〕欄の名称は、要綱別表「補助対象経費」の科目を記入してください。

様式第4号（第5条関係）

団体調書

団体名	
代表者所在地連絡先	氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 年齢　　歳 住所 〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿ FAX ＿＿＿＿＿＿＿＿ E-mail ＿＿＿＿＿＿＿＿
事務担当者連絡先	氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 年齢　　歳 住所 〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿ FAX ＿＿＿＿＿＿＿＿ E-mail ＿＿＿＿＿＿＿＿
設立年月日	年　　月　　日（活動歴　　年）
団体の目的	
会員数	
活動実績	

※これまでの活動や事業を記入してください。
※団体の規約、会則、前年度の決算書等があれば添付してください。
※活動内容がわかるパンフレット・チラシ類等があれば添付してください。

様式第5号（第6条関係）

年　　月　　日

様

山梨市長　　印

山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあったこのことについては、山梨市補助金等交付規則及び山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定します。

記

1　事業名

2　交付決定額　　円

様式第6号（第7条関係）

年　　月　　日

山梨市長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名
Ｔ Ｅ Ｌ

年度山梨市協働まちづくり支援事業補助金事業（変更・中止）承認申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を（変更・中止）したいので申請します。

1　変更（中止）の理由

2　変更（中止）の内容

(※変更・中止前後の内容を比較できるように記載すること。)

様式第6号の2（第7条関係）

年　　月　　日

様

山梨市長　　印

年度山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったこのことについて、山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認し、交付（変更・中止）決定します。

記

事業名
決定額

様式第7号（第8条関係）

年　　月　　日

山梨市長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名
Ｔ Ｅ Ｌ

年度山梨市協働まちづくり支援事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

事業名

1　事業報告書

2　収支決算書

3　自己評価書

4　経理関係書類

5　その他添付書類

様式第8号（第8条関係）

事業報告書

事業の詳細	実施日	実施場所	参加人数

◇事業の成果等について

（1）成果

（2）改善点

（3）（1）（2）を踏まえた次に向けての取り組み指針

所管課確認欄	課長	担当リーダー	担当

様式第9号（第8条関係）

自己評価書

事業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><th colspan="2">事業実施団体</th><th>市所管課</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ア　計画どおり実施できたか</td><td rowspan="2">1　できた
2　概ねできた
3　あまりできなかった
4　ほとんどできなかった</td><td>3、4を選択した理由</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ　協働事業により期待した成果をあげることができたか</td><td rowspan="2">1　できた
2　概ねできた
3　あまりできなかった
4　ほとんどできなかった</td><td>3、4を選択した理由</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ　協働で事業実施をした効果があったか</td><td rowspan="2">1　非常にあった
2　あった
3　あまりなかった
4　ほとんどなかった</td><td>3、4を選択した理由</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>エ　その他、協働事業を通じて評価すべき点、気付いた点など</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第 10 号（第 9 条関係）

年　　月　　日

様

山梨市長　　印

年度山梨市協働まちづくり支援事業補助金の額の確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあったこのことについては、山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

事業名

確定額　　円

様式第11号（第10条関係）

令和　　年　　月　　日

山梨市長　　様

所 在 地
団 体 名　　印
代表者名　　印
T　E　L

年度山梨市協働まちづくり支援事業補助金（概算払い・精算）請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の（交付決定・額の確定）があった補助事業について、山梨市協働まちづくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1　（概算払い・精算）請求額　　円

2　内訳

（単位：円）

補助金（交付決定・確定）額①	既概算交付額②	差引額①－②＝③	今回請求額④	備考

3　概算払いの理由

4　支払い方法
（1）銀行名　　銀行　　支店
（2）預金種別　　（当座・普通）
　　フリガナ
（3）口座名義
（4）口座番号　　No.